

標津町新型コロナウイルス感染症「緊急事態宣言」

本町において、新型コロナウイルスの感染者が確認され、福祉施設における集団感染が発生し、町内での感染者が10人を超える実態となり、町の非常事態と認識し、緊急事態を宣言する。

1 対象区域

標津町内

2 緊急事態の期間

令和3年5月11日（火）～令和3年5月24日（月）

3 実施内容

基本的な感染対策の徹底と、人と人との接触機会を減らし、不要不急の外出や移動を控えるよう、町民や事業者の皆さまへ協力を要請し、人にうつさない、うつらない行動を徹底する感染拡大の防止に、ご理解とご協力をお願いするものです。

4 協力要請の内容

（町民の皆さま）

◆不要不急の外出の自粛

通院や日常必要な買物、職場への出勤、屋外での散歩など、生活や健康の維持に必要な場合を除き外出を控える

◆マスクの着用、手洗い、手指消毒の徹底

◆マスクを外す飲食や休憩の場面で大きな声を出さない

◆同居していない方との飲食を出来る限り控える

◆3密を回避するための行動

◆飲食店への夜9時以降の出入りを自粛し深酒を控える

◆感染の拡大防止のため、陽性となった場合の居住地等の公表への理解協力

◆体調不良など感染が疑われる場合には積極的に病院などに相談

◆患者さんやご家族、医療関係者等への誹謗中傷は絶対に行わない

（事業者等の皆さま）

◆飲食店への営業活動の縮小要請

◆店内や事業所の感染対策の徹底

◆従業員の健康観察と感染防止教育の徹底

◆学校等における少年団や部活動、行事の中止

5 町の対応

◆公共施設の臨時休館 5月11日（火）～5月24日（月）

◆飲食店や事業所への協力要請

◆広報誌やホームページ、行政無線などを活用した啓発